

松江市上下水道局  
公営企業会計システム更新業務委託

要求仕様書

松江市上下水道局

## 第1 業務の目的

### 1 システム名称

松江市上下水道局 公営企業会計システム（以下「システム」という。）

### 2 システム更新及び運用の目的

松江市上下水道局では、水道事業会計及び下水道事業会計の2会計について、企業会計システムにより経理処理を行っている。現行システムは、導入してから6年目を迎え、ハード面の更新やそれに伴うシステムソフトウェアの更新の必要性がある。新たにシステムを選定して更新することにより、松江市上下水道局における予算管理・経理処理・会計処理の業務の円滑な実施と、固定資産・企業債データ等の確実な管理と有効活用を図ることで、事務の効率化に資することを目的とする。

## 第2 業務範囲

システムのソフトウェア及びハードウェアの導入並びに2会計分のデータ移行に関する次の業務を行う。

### 1 業務範囲

#### (1) システム導入

- ・ 公営企業会計用パッケージソフトをベースとしたシステム構築
- ・ サーバ機器の調達及び設置（システム初期設定を含む）
- ・ 端末機器の初期設定
- ・ 運用テスト（仮稼動期間中の運用・保守を含む）
- ・ 操作研修

#### (2) データ移行

既存システムから新システムへのデータ移行（少なくとも以下のデータの移行を行う）

- ・ 会計システムデータ（マスタ、R3伝票データ、R3年度予算、R2年度決算）
- ・ 固定資産台帳データ
- ・ 企業債台帳データ（水道事業会計のみ）

### 2 納入場所

島根県松江市 松江市上下水道局及び松江市内の指定するデータセンター

### 3 業務期間

システム導入・データ移行期間：契約締結日から令和4年3月31日

#### 4 仮稼働期間

システムの仮稼働は令和3年10月中旬までに開始し、令和4年3月31日までを仮稼働期間とし、令和4年4月1日から本稼働する。また、仮稼働期間中の令和3年10月下旬には新システムで令和4年度予算要求入力ができること。

#### 5 調達範囲等

本業務の調達範囲は、次のとおりとする。

##### (1) システム導入

- ・ システム導入費用
- ・ ソフトウェア費用
- ・ カスタマイズ費用
- ・ ハードウェア費用（端末用機器を除く）
- ・ 環境構築費用（端末設定作業を含む）
- ・ テスト費用
- ・ テスト期間中の運用・保守費用
- ・ 操作研修費用

##### (2) データ移行

- ・ データ移行費用
- ・ テスト費用

#### 6 納入書類

- ・ ソフトウェア仕様書（構成ソフトウェア・内容）
- ・ 操作説明書（紙及び電子媒体）
- ・ ハードウェアの構成一覧

### 第3 公営企業会計システム要件

#### 1 システム（ソフトウェア）構成要件

- ・ 会計基本（予算・執行・決算）システム
- ・ 固定資産管理システム
- ・ 企業債管理システム（※別システムでも可）

#### 2 システムの基本要件

- (1) サーバの機器構成について、機能性やセキュリティ確保を考慮したうえで提案すること。  
ただし、下記の条件及び端末機器のスペック上で稼働保障されるシステムとすること。

##### ①サーバ機器 受託事業者で調達する

松江市内の指定するデータセンター内に設置する19インチサーバラック・4ユニットの範囲内で稼働できる機器構成とすること。

翌営業日までに対応の5年間訪問保守契約を付属すること。なお、無停電電源装置は調

達しない。また、コンソールについてはデータセンター別室に備え付けのものを使用することとし、別途調達はしない。

②端末用機器（15 台運用） 現在のシステムに使用中の端末を使用する。ただし一部端末については松江市上下水道局で新たに調達する。

- ・ OS Windows8.1 Pro/64bit、Windows 10 Pro/64bit
- ・ CPU Intel Corei5（1.6GHz 以上）
- ・ メモリ 4GB 以上
- ・ HDD 250GB 以上
- ・ ブラウザ Internet Explorer 11
- ・ その他 Microsoft Office Personal 2016、Microsoft Office Personal 2019

(2) システム開発及び柔軟性

- ・ 自社開発によるパッケージソフトであること。パッケージソフトにおける柔軟なカスタマイズ及び公営企業会計業務に精通したサポート体制の構築を可能とすること。

(3) システムサポート

- ・ 遠隔サポートでないこと。緊急時において、遅くとも翌営業日までには現地での対応が可能であるよう保守拠点を設けること。

(4) データ移行

- ・ 既存システムの指定したデータを新システムへ移行できること。（各会計：令和 3 年度伝票データ（これを用いて R3 の予算執行や決算登録が行えること）、令和 3 年度予算、勘定科目・債権債務者・金融機関、固定資産台帳、企業債台帳データ、令和 2 年度決算データ、その他必要なデータは全て受注業者側で入力するものとする。また、移行出来ないデータについては、協議のうえ調整を図るものとする。）

(5) セキュリティ対策

- ・ セキュリティ確保のため、リモート及び無線通信は行わない。
- ・ システムで使用するソフトについては、情報セキュリティ上問題となるおそれのあるソフト（例：セキュリティホールが指摘され、バッチ処理がされていないアプリケーション）を使用しないこと。

### 3 システムの機能要件

- ・ ストレスなく作動する安定性の高いシステムとする。
- ・ 将来、操作端末の台数が増加した場合に対応できること。
- ・ 本稼働後 5 年間は、常に最新のシステムが利用できるようにシステムバージョンアップ等を実施すること。また 5 年経過後の決算作業等での使用を考慮し、6 年間程度の使用に耐え得るシステムとすること。
- ・ 法改正、システムの拡張、他のシステムとの連携といった将来の環境変化に対し容易に低コストで対応できるように、拡張性をもたせたシステムとすること。
- ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）、同法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）、同法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）等の関係法令及び公営企業の經理の

手引（財）地方財務協会発行に適合したシステムとすること。

- ・ その他、別紙「松江市上下水道局 公営企業会計システム機能要件書」に記載の要件を実現できること

#### 4 データ移行及びマスタ入力

旧システムのデータは、水道事業会計・下水道事業会計それぞれについて、指定するデータを新システムへ引き継ぐ。（データ形式・内容は協議による）

項 目		処 理
1	所属	新規作成
2	予算科目	新規作成
3	勘定科目	新規作成
4	基本データ	少なくとも、R3 年度伝票データ※（これを用いて R3 年度の予算執行や決算登録が行えること）、R3 年度予算データ、未払金、未収金等、R2 年度決算データを移行する 運用効率化に資するために、上に記載した年度分以前のデータを移行することも認める
5	相手方マスタ	最新データを移行
6	金融機関	発注者と受注者が協議を行い、最新のデータを移行する
7	固定資産台帳	現存する固定資産について移行
8	企業債償還データ	過去データ含めて移行

※伝票データの内訳（件数は R 元年度実績による概算件数）

水道事業会計： 調定・収納伝票 3,400 件、振替伝票 4,700 件、支出命令書 4,000 件、  
支出負担行為何書 3,500 件（変更分を含む）

下水道事業会計： 調定・収納伝票 2,000 件、振替伝票 3,400 件、支出命令書 2,400 件、  
支出負担行為何書 2,400 件（変更分を含む）

##### (1) マスタ入力

- ・ 上記項目の名称に加えてコード類（予算・勘定科目、金融機関、債権者・債務者）を、受注業者のフォーマット等によりデータ入力（移行）すること。

##### (2) 移行データの作成

- ・ 旧システムからのデータ抽出については発注者により行うこととする。具体的な移行方法については発注者と受注者が協議を行って決定するが、抽出データを新システムへ取り込む際に必要な加工・変換については原則として受注者が実施すること。

## 第4 サポートその他

### 1 操作マニュアル

- ・ 操作方法、機能の説明に加え、要所に具体的な画面や帳票を用いて、初めて操作する者にも分かりやすい内容とすること。
- ・ ヒューマンエラーに対応するよう操作中にポップアップなどでエラー表示を行い、対処方法を分かりやすく表示すること。
- ・ システム操作においても、操作マニュアルの役目を果たす入力ガイダンス機能を充実させること。

### 2 職員研修

- (1) 松江市上下水道局と協議の上、受注業者において研修計画を作成すること。なお、最低限必要な研修は、次のとおりとする。

#### ア 職員研修

内容 : 予算入力管理  
調定収納管理  
支払管理

#### イ システム管理者研修

内容 : システムの管理に関すること  
予算査定管理  
予算・決算管理  
消費税計算  
月次処理  
固定資産台帳管理  
企業債管理

- (2) 研修時期は、予算入力管理及び予算査定管理については令和3年10月中旬、その他の内容については令和4年3月中旬とする。

- (3) 研修会場は、松江市上下水道局とする。

- (4) 研修に使用する資料及び機器は、受注業者が用意すること。

### 3 保守・管理

- ・ 保守・管理のしやすさや費用の低減に配慮されたシステムであること。
- ・ 適切な保守管理体制が構築できること（リモート保守は不可とする。）。
- ・ システムの保守については、情報提供、操作指導、照会対応、障害一次切り分け、不良箇所の修復、パッケージのバージョンアップ（リビジョンアップを含む。以下同じ。）、サーバ機器故障の際のシステム復旧の対応を含むものとする。  
なお、パッケージのバージョンアップについては、帳票名・管理者名・文書記号の変更のような微細なプログラム修正を含むものとする。
- ・ 障害が発生した場合は、発生箇所がハードウェア及びソフトウェアのいずれかにかかわ

らず、一次的な対応は受注業者が責任を持って行い、早急に対応するものとする。この際の連絡は、松江市上下水道局から受注業者に対して行うものとし、松江市上下水道局やデータセンターに赴き作業を行う必要がある場合は、事前に松江市上下水道局と協議を行った上で出向いて作業を開始すること。また、日々の業務に極力支障が生じないようにすること。

#### 4 その他

##### (1) 守秘義務に関すること

- ・ 受注業者は、業務の実施に当たり知り得た情報に関して守秘義務を負うため、松江市上下水道局と綿密に協議打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、守秘義務を遵守すること。
- ・ 個人情報については、漏洩、滅失及び棄損の防止に留意し、適切な管理を行うこと。
- ・ 業務の目的を達成するために、個人情報を取扱う場合は、必要最少限の範囲にとどめること。

##### (2) 業務実施に関すること

- ・ 受注業者は、必要に応じて松江市上下水道局が指定する場所で業務を実施すること。また、松江市上下水道局は、業務に必要な資料を受注業者に貸与する。
- ・ 受注業者は、松江市上下水道局から貸与された資料は、終了後速やかに松江市上下水道局に返還すること。
- ・ 業務の実施により他に損害を与えた場合は、すべて受注業者の責任において処理すること。